

訴状によると、「大学の要請に応じて創業したベンチャー企業の兼業であったことから当初より大学は教授の兼業従事を支援してきた経緯があり、今回の懲戒理由とされた勤務の振り替え手続きなどは求められることもなく、兼業の実態を承知の上で 5 年間にわたって兼業許可を与え、事業の成功を要請してきた。それが、企業の破産を県議会が非難するや、これまでの態度を豹変させて、今春に県より派遣された事務局長と副学長の主導のもと、かつて一度も求めなかった勤務時間の振り替え表の未提出を理由として 6 ヶ月もの停職処分を教授に言い渡した。県議会の圧力が続く昨年度末、急遽、大学は懲戒手続き規程を作成し、形ばかりの学内手続きを強行したので、手続き自体も違法なものとなっており大学にはあるまじき行為である。」とのことでした。